

幕別町議会基本条例の検証結果について公表します

幕別町議会基本条例は、議会運営における規範的事項を定めることにより、幕別町民から負託を受けた議会としての役割を発揮するとともに、住民福祉の向上に寄与することを目的に制定され、平成 26 年 4 月 1 日から施行しました。

本条例には、これらの目的を達成するための議会や議員としての責務が規定されており、必要に応じて条例に規定する目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討することになっています。条例施行から 1 年が経過し、今回、検討を行いましたので、今後努力を要する項目についてお知らせします。

	条項・条文	評価の理由・意見等
(議会の活動原則) 第 3 条 1 号	町長等執行機関の町政運営に対する評価及び監視機関としての役割を果たすとともに、政策立案及び政策提言機能の充実強化を図ること。	・ 町民の代表議決機関として、本会議及び予算・決算審査特別委員会等で町政運営の評価と監視を果たしている。 ・ 政策提言に、更に取り組む必要がある。
(会派) 第 5 条 第 2 項	会派は、政策を中心とした理念を共有する複数の議員で構成し、政策立案、政策決定、政策提言等に関し主体的に活動するものとする。	・ 政策立案と政策決定は協議を行っているが、政策提言は十分といえない。 ・ 会派内での政策理念を共有する必要がある。
(議決事件の拡大及び政策等の形成過程) 第 9 条 第 1 項	議会の監視機能上の必要性和町長の政策執行上の必要性を比較検討の上、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件の追加を町長等と協議することができる。	・ 地方自治法第 96 条第 2 項の規定で議決事項の追加が明記されており、重要な計画等に関して追加項目ができるよう町側と協議している。
(議会図書室の設置) 第 14 条 第 1 項	議員の調査研究及び資質の向上に資するため、議会図書室の充実に努め、適正に管理し運営するものとする。	・ 図書の利用者が少なく、十分活用されていない。 ・ 新庁舎において、議会図書室の充実と利用促進を図る必要がある。
(議員定数) 第 17 条 第 1 項	人口、面積、財政力及び町の事業課題並びに類似町村等との比較検討をするとともに、多様な町民意思を十分に反映でき、かつ、合議制の機関として活発な議論が可能となるよう、総合的な観点から決定するものとする。	・ 議員定数の改正については、参考人制度や公聴会制度を活用したり、町民の意向を把握するなど、本町の実情にあった定数を検討していく。 ・ 今後、議員定数について別に検討していく。
(見直し手続き) 第 20 条 1 項	必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。	・ 条例の検証を行っている。 ・ 検証結果について、町民にわかるよう公表していく。 ・ 条文中「検討するものとする。」を「検討し、公表しなければならない。」に改める。